

情報提供資料

令和5年1月31日(火)

日高市

総務部 総務課 人権推進・市民活動担当

TEL042-989-2111 内線 2235

課長 高山知子

担当者職・氏名 主幹 清水 学

埼玉県西部地域まちづくり協議会 パートナーシップ・ファミリーシップ制度 に係る連携に関する協定締結式を開催します

埼玉県西部地域まちづくり協議会を構成する所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市の5市は、パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る連携に関する協定の締結式を開催します。

日時 2月6日(月) 午後1時30分から1時45分まで

場所 埼玉西部消防局2階 応接室(所沢市けやき台一丁目13番地の11)

出席者 埼玉県西部地域まちづくり協議会構成5市(所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市)の市長

※締結式会場が手狭であり、埼玉西部消防組合議会開会前の時間を利用して行うため、5市市長は協定書締結後、写真撮影を行い退席します。質疑につきましては市長退席後に構成5市担当者がお受けします。

※一般の方は、会場に入場できません。

※駐車場をご用意できないため、公共交通機関をお使いいただき、お車でのご来場はお控えください。また、お越しいただく場合は、2月3日(金)までに担当者までご連絡ください。

※埼玉県西部地域まちづくり協議会男女共同参画部会の5市(所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市)で調整の上、今年度の幹事市である日高市から情報提供します。

協定内容

この5市間（以下「5市圏域内」という。）で、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓（届出）制度を利用している当事者が転出・転入する際に生じる負担を軽減するため、その手続きを簡略化します。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓（届出）制度を利用している当事者が市外へ転出する場合は、転出元の自治体に宣誓書受領書（届出受理証明書）や宣誓書受領カードを返還し、転入先の自治体で新たに宣誓（届出）を行う必要があります。

この協定により、5市圏域内での転出・転入に伴う本制度の関する手続きを、転入先の自治体のみで行うことができます（転出元の自治体で宣誓書受領書（届出受理証明書）や宣誓書受領カードの返還を行う必要はありません）。また、転入先の自治体への提出書類が一部省略できます。

省略できる書類については、パートナーシップの場合は、独身であることを確認する資料（戸籍謄本、独身証明書等）で、ファミリーシップの場合は、親子・近親者であることを確認する資料（戸籍謄本等）となります。

また、利用者を含む性的少数者が構成市において社会的配慮や民間サービスを受けやすくするため、制度の周知や多様な性の在り方に関する啓発等を行うこととしています。

連携協定開始日 令和5年4月1日（土）